

大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱

令和 8 年 7 月 29 日
教育委員会告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大山町立小中学校通学区域に関する規則（平成 17 年大山町教育委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、規則第 2 条第 1 号で定める学区外からの就学を認める学校（以下「小規模特認校」という。）への就学の手続等に関して、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第 2 条 小規模特認校は、大山町立大山小学校とする。

(運用)

第 3 条 小規模特認校への就学は、この要綱に定めるもののほか、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条の規定に基づき、保護者の申立てによる就学学校の変更により行う。

(就学時期)

第 4 条 小規模特認校への就学時期は、毎年 4 月 1 日を原則とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(就学条件)

第 5 条 小規模特認校への就学を希望する小学校に就学する者及び就学している児童（以下「児童等」という。）並びに保護者は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 児童等及び保護者が現に大山町内に居住し、又は就学までに大山町内に転入する見込みがあること。
- (2) 小規模特認校の教育方針等に賛同し、協力すること。
- (3) 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。
- (4) 原則として、卒業までの間、就学することができること。

(定員)

第 6 条 小規模特認校の受入学年及び定員については、小規模特認校の児童数等を勘案し、教育長が別に定める。

(就学の手続等)

第 7 条 小規模特認校に就学を希望する児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を小規模特認校の校長（以下「校長」という。）を通じて、教育委員会に提出する。

2 校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請者及び児童等と面接を行い、小規模特認校就学希望児童に係る意見書（様式第 2 号。以下「意見書」

という。)を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出する。

- 3 教育委員会は、前2項に規定する申請書及び意見書が提出されたときは、小規模特認校への就学の可否について決定し、その結果について小規模特認校就学許可通知書(様式第3号)又は小規模特認校就学不許可通知書(様式第4号)により、申請者及び校長に通知する。
- 4 教育委員会は、小規模特認校への就学を許可したときは、変更前の就学学校の校長にその旨を通知する。

(就学の許可の取消し)

第8条 教育委員会は、前条の就学の許可後、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第5条各号の就学条件を満たさないことが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書(様式第5号)により、当該小規模特認校に就学している児童の保護者及び校長に通知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和9年4月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 小規模特認校への就学手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

様式第 1 号（第 7 条関係）

小規模特認校就学申請書

年 月 日

大山町教育委員会 様

申請者氏名
(保護者) _____

小規模特認校への就学の許可を受けたいので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、以下のとおり申請します。

フリガナ 児童氏名		就学希望 学 年	第 学年
生年月日		性 別	
現 住 所	〒		
フリガナ 保護者氏名		児童との続柄	
連 絡 先 (電話番号)			
就学希望学 校 名			
就学希望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (卒業まで)		
就学希望 理 由			

通学等について	方 法
登校時	☐ 保護者（ ）が学校まで自家用車で送る ☐ その他
下校時	☐ 保護者（ ）が学校まで自家用車で迎えにくる ☐ その他
緊急時	☐ 保護者（ ）が学校からの連絡を受けて迎えにくる

(大山町外からの転入予定者のみ記入)

転入予定住所	〒
転入予定日	

【就学条件】※全て満たしていること。

- ☐ 児童等及び保護者が大山町に居住し、又は就学までに大山町に転入する見込があること。
- ☐ 小規模特認校の教育方針等に賛同し、協力すること。
- ☐ 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。
- ☐ 原則として、卒業までの間、就学することができること。

小規模特認校就学申請にあたり、上記に相違ありません。

申請者氏名
(保護者) _____

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

大山町教育委員会 様

_____校
校長_____

小規模特認校就学希望児童に係る意見書

本校への就学について申請がありましたので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により、以下のとおり意見書を提出します。

フリガナ 児童氏名		就学希望 学 年	第 学年
所 見 等	☐面接の結果、申請内容と相違ない旨を確認した。 (所見)		

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会

小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付で提出のありました小規模特認校就学申請について、以下のとおり許可しましたので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

フリガナ 児童氏名		就学する 学 年	第 学年
生年月日		性 別	
現 住 所	〒		
就学校名			
就学期間	年 月 日 ～ 年 月 日（卒業まで）		

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会

小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付で提出のありました小規模特認校就学申請について、以下のとおり不許可としましたので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

フリガナ 児童氏名		就学希望 学 年	第 学年
生年月日		性 別	
現 住 所	〒		
就学希望 学 校 名			
理 由			

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会

小規模特認校就学許可取消通知書

以下のとおり、就学の許可を取り消しますので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

フリガナ 児童氏名		学 年	第 学年
生年月日		性 別	
現 住 所	〒		
就学許可 を取り消す 学 校 名			
就学許可 取 消 日			
理 由			